

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（個）第9号）

### 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった保有個人情報について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 開示の請求

異議申立人は、実施機関宛てに提出した行政文書開示請求書への処分として行われた開示決定等に対して不服があるとして異議申立人が提起した異議申立てについて、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）の規定に反して、広島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問すらされていないものが多数あるとして、平成18年10月11日、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「個人情報保護条例」という。）第10条第1項の規定により、実施機関に対し、審査会に諮問しないことを決定した法的根拠などを明記した決裁文書及び諮問しないと判断した理由などを県職員が付記している場合の当該異議申立書の写しなど（以下「本件請求文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、個人情報保護条例第12条第2項の規定により、平成18年10月20日付けで決定期間の延長を行い、その後、本件請求の対象となる異議申立てを次のとおり特定した上で、本件請求に対しては、作成又は取得していないため、不存在を理由とする自己情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成18年10月31日付けで異議申立人に通知した。

- (1) 平成15年12月24日付け東広建竹第277号（以下「別件処分1」という。）に対する平成16年1月5日付け異議申立て（以下「別件異議申立て1」という。）
- (2) 別件処分1に対する平成16年2月12日付け異議申立て（以下「別件異議申立て2」という。）
- (3) 平成15年10月7日付け東広建竹第162号から第170号までの9件（以下「別件処分2」という。）に対する平成15年11月4日付け異議申立て（以下「別件異議申立て3」という。）
- (4) 平成17年8月12日付け東広建竹第136号から第155号までの20件（以下「別件処分3」という。）に対する平成17年8月21日付け異議申立て（以下「別件異議申立て4」という。）

#### 3 異議申立て

異議申立人は、平成18年11月5日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの。以下「法」という。）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書を開示するよう求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している本件異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関宛てに提出した行政文書開示請求書への処分として行われた開示決定等に対する異議申立書について、審査会に諮問すらされていないものが多数存在している。

これらの異議申立書に対する措置は、いずれも長期にわたって放置されたままのものであり、なぜ諮問されていないのか分からず、実施機関宛てに提起した不服申立てに関して、諮問しないと判断した経緯を明らかにする必要がある。

しかし、実施機関は、作成又は取得していないという不当な理由で、裁量権を濫用し、法に基づく異議申立書の存在を握り潰すとともに、条例の趣旨を踏みにじる不法行為を行っている。

よって、実施機関は、条例に違反した事実を隠匿するために本件処分を強行したものと判断されるため、開示請求の対象とした真実の保有個人情報に適法に特定した上で、速やかに開示するよう要求する。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

別件処分1から別件処分3までは、いずれも条例に基づく開示請求に対する決定であり、別件処分1は行政文書開示決定を、別件処分2のうち東広建竹第162号、第167号及び第169号に係るものについては行政文書部分開示決定を、別件処分2のうち東広建竹第162号、第167号及び第169号以外に係るものについては行政文書不開示（不存在）決定を、別件処分3は行政文書開示請求に対する却下決定を行ったものである。

また、別件処分1に対して提起された別件異議申立て1及び別件異議申立て2並びに別件処分2に対して提起された別件異議申立て3については、いずれも平成18年11月8日付けで却下決定を行い、別件処分3に対し提起された別件異議申立て4については、平成19年5月29日付けで棄却決定を行っている。

本件請求時において、別件異議申立て1、別件異議申立て2及び別件異議申立て3については、却下することについて実施機関の内部で伺っている段階であり、本件処分時においては決定書を施行する前段階にあった。

これらの異議申立ては、条例第18条第1項第1号（本件請求時点のもの。不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。）に当たるため、審査会の諮問の対象外となるものであった。

また、別件異議申立て4については、その対応方針を検討していた段階であったが、条例第18条（本件請求時点のもの。）にいう「開示決定等」とは、条例第7条第1項の規定に基づく開示決定及び同条第2項の規定に基づく開示しない旨の決定をいい、行政文書開示請求を却下した決定は、審査会の諮問の対象とならない。

よって、別件異議申立て1から別件異議申立て4までは、条例の規定から当然に諮問の対象とはならないと認識していたため、審査会に諮問しないことを決定するような決裁文書等は存在せず、本件請求文書は存在しないため、本件処分は妥当である。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求について

本件請求は、異議申立人が実施機関に提起した上記第2の2（1）から（4）までの異議申立てに関し、審査会に諮問しないことを決定した法的根拠などを明記した決裁文書及び諮問しないと判断した理由などを県職員が付記している場合の当該異議申立書の写しなどの開示を求めるものである。

本件請求に対し、実施機関は、上記第2の2（1）から（4）までのいずれの異議申立ても、審査会への諮問の対象外であると認識していたため、審査会へ諮問しないことを決定するような決裁文書等は存在せず、本件請求文書は存在しないとして、本件処分を行ったものである。

これに対して異議申立人は、実施機関が条例に違反した事実を隠匿するために処分を強行したものと判断されるとして、開示の対象とした保有個人情報を特定し、速やかに開示するよう要求しており、また、本件請求の趣旨から、実施機関が違法に諮問しないことを決定した文書の開示を求めているものと解し、以下その存否について検討する。

### 2 本件処分の妥当性について

別件処分時点である、平成22年広島県条例第38号による改正前の条例第18条第1項（以下単に「改正前の条例第18条第1項」という。）では、開示決定等について法の規定に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決すべき実施機関は、(1)不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき、(2)不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号（略）において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき（以下略）を除き、審査会に諮問するものとしていた。

また、実施機関は、改正前の条例第18条第1項の「開示決定等」とは、条例第7条第1項の開示決定及び同条第2項の開示しない旨の決定であって、形式上の不備に係る却下決定などは「開示決定等」に含まれないと解釈運用していた。

別件異議申立て1、別件異議申立て2及び別件異議申立て3については、処分の取消し及び変更を求めていると認められないなど、不適法な不服申立てである

ので、改正前の条例第18条第1項第1号に該当し、審査会への諮問の対象外である。

また、別件異議申立て4では、開示請求に対し却下決定を行っており、これは上記のとおり却下決定時点である、改正前の条例第18条第1項の「開示決定等」には該当しないため、当該異議申立ては、審査会の諮問の対象外である。

以上のことから、別件異議申立て1から4までに係る案件については、いずれも審査会への諮問の対象外と認められるため、このような認識の下で、これらの異議申立てに対する決定のほか、審査会に諮問しないことを決定するような文書は作成していないとする実施機関の説明は不自然、不合理とはいえず、また、条例に違反した事実を隠匿するような違法な実態もなかった。

念のため、当審査会において、別件処分に対する異議申立てへの却下決定又は棄却決定についての決裁文書を取り寄せて確認したところ、別件異議申立て1、別件異議申立て2及び別件異議申立て3については、本件請求時に決裁文書が存在し、決裁途中であったが、伺い文中に「審査会へ諮問をしないこと」に関する記述はなく、別件異議申立て4については、本件請求時には、この棄却決定に関する決裁文書は存在しなかった。

また、実施機関が違法に諮問しないことを決定した文書の存在は認められなかった。

したがって、実施機関が、本件請求文書が存在しないため、これを不存在として本件処分を行ったことは妥当である。

### 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

### 4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
18. 11. 28	・ 諮問を受けた。
30. 4. 9	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
30. 5. 14	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
31. 2. 14	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
元. 8. 27 (令和元年度第5回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
元. 9. 26 (令和元年度第6回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
元. 10. 24 (令和元年度第7回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授